

【EU】オンラインのテロ関連コンテンツ削除を義務付ける規則の公布

海外立法情報課 濱野 恵

* 2021年5月、加盟国の所轄官庁が発するテロ関連コンテンツ削除命令受領後、1時間以内の当該コンテンツ削除等をオンラインプラットフォーム等に義務付ける規則が公布された。

1 背景・経緯

インターネットの普及は、膨大な情報の入手・共有を可能にし、利用者に大きな経済的・社会的利益をもたらした一方で、テロリスト集団等によって、憎悪や暴力を助長するコンテンツをオンラインで拡散する手段としても利用されやすく、深刻な問題となっている。

EUは、テロ等の安全保障上の脅威に効果的に対応するための「欧州安全保障アジェンダ」に基づき、加盟国やインターネット関連企業との情報共有等を行うEUインターネット・フォーラムの設置(2015年)、違法コンテンツへの対応を示したガイドライン(2017年)や勧告(2018年)の公表等により、テロ関連コンテンツ等の違法コンテンツの拡散防止に向けた任意の枠組みを整備し、加盟国や関連企業との協調促進に取り組んできた。しかし、こうした枠組みは任意であるために必ずしも全ての関連企業が参加するものではなく、取組も十分ではないことが明らかになってきた¹。

こうした状況に対応するため、2018年9月、欧州委員会は、テロ関連コンテンツ拡散防止に関する規則案(COM(2018)640)を公表した。2019年4月、欧州議会は、第一読会²で同規則案の修正案を採択し、同年10月には、欧州議会、EU理事会、欧州委員会による非公式の修正協議が開始され、2020年12月に修正内容に関する合意が成立した。2021年3月、合意を踏まえた修正案が第一読会においてEU理事会に採択され、同年4月、第二読会において欧州議会に承認された。同修正案は、欧州議会及びEU理事会議長の署名を経て、同年5月、「オンラインのテロ関連コンテンツ拡散対応に関する2021年4月29日の欧州議会及び理事会規則」(Regulation (EU) 2021/784。以下「テロ関連コンテンツ規則」)³として公布された。

2 概要

(1) 構成

テロ関連コンテンツ規則は、全6節24か条及び附則3部から成る。第1節(第1条～第2条)は目的や用語定義、第2節(第3条～第6条)はオンラインのテロ関連コンテンツ拡散対応のための措置、第3節(第7条～第11条)は保護措置及び説明責任、第4節(第12条～第15条)は所轄官庁及び協力、第5節(第16条、第17条)は規則の実施と執行、第6節(第18

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

¹ Katrien Luyten, "Addressing the dissemination of terrorist content online," *Briefing*, 2021.4, pp.2-4. European Parliamentary Research Service website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649326/EPRS_BRI\(2020\)649326_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649326/EPRS_BRI(2020)649326_EN.pdf)>; 神足祐太郎「諸外国におけるインターネット媒介者の「責任」」『レファレンス』839号, 2020.12, pp.144-147. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11596190_po_083907.pdf?contentNo=1>

² EUには複数の立法手続が存在するが、最もよく適用される通常立法手続は、三読会制をとる。テロ関連コンテンツ規則立法の際にも、通常立法手続が適用された。

³ Regulation (EU) 2021/784 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2021 on addressing the dissemination of terrorist content online, OJ L172, 2021.5.17, p.79. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/784/oj>>

条～第 24 条) は罰則、施行日等を定める。附則は、テロ関連コンテンツの削除命令の書式等を定める。同規則は、2021 年 6 月 6 日施行、2022 年 6 月 7 日に適用が開始される (第 24 条)。

(2) 定義

「ホスティングサービス提供者」とは、通常報酬を得て、隔地間で、電子的手段により、サービス利用者の個別の要求に応じて提供されるサービスであって (技術規則及び情報社会サービス指令 (Directive (EU)2015/1535) 第 1 条第 b 号に規定)、コンテンツ提供者が提供し、要求する情報の蓄積により構成されるものの提供者をいい、具体的にはオンラインプラットフォーム等の提供者が含まれる。

「テロ関連コンテンツ」とは、ある地域の住民に対する威圧や、政府等に対する何らかの行動の強制等を目的として、殺人、誘拐、公共施設の破壊等により、国や国際機関に重大な損害を与え得るテロ行為 (テロ対策指令 (Directive (EU) 2017/541) 第 3 条 1 項に規定) の扇動、勧誘、脅迫、爆発物・武器・有害物質等の製造や使用の指示等を行うものをいう (第 2 条)。

(3) 目的及び適用範囲

テロ関連コンテンツ規則は、オンラインでのテロ関連コンテンツ拡散を目的としたホスティングサービスの悪用に対応するための EU 共通の規定を定める。同規則は、EU 内でサービスを提供するホスティングサービス提供者に対し、主たる設立地にかかわらず適用される (第 1 条)。

(4) テロ関連コンテンツの削除

加盟国の所轄官庁は、ホスティングサービス提供者に対し、テロ関連コンテンツの削除又はアクセス無効化を要求する削除命令を発する権限を有する。ホスティングサービス提供者は、削除命令の受領後、可能な限り早く、かつ、いかなる場合にも 1 時間内に、全加盟国における対象コンテンツの削除又はアクセス無効化を実施しなければならない (第 3 条)。

ホスティングサービス提供者が過去 12 か月間に 2 回以上の削除命令を受領した等の客観的な理由に基づいて、加盟国の所轄官庁が、当該サービス提供者はテロ関連コンテンツの攻撃にさらされている状態にあると判断した場合には、当該サービス提供者は、当該サービスをテロ関連コンテンツ拡散から保護するための特定の措置を講じなければならない。具体的な措置内容は当該提供者が決定する。当該措置には、適切なスタッフ配置、利用者がサービス提供者にテロ関連コンテンツを報告できる仕組みの整備等を含めることができる (第 5 条)。

ホスティングサービス提供者は、削除命令又は特定の措置の結果として削除又はアクセス無効化されたテロ関連コンテンツ及び関連データを 6 か月間保存しなければならない (第 6 条)。

(5) 削除命令の救済措置

削除命令を受けたホスティングサービス提供者及び削除命令により削除されたコンテンツの提供者は、加盟国の裁判所における当該命令への異議申立てを含め、効果的な救済を受ける権利を有する (第 9 条)。ホスティングサービス提供者は、当該提供者の特定の措置により削除されたコンテンツの提供者が、当該コンテンツの再掲示等を求めて苦情を申し立てることができる、効果的かつアクセス可能な仕組みを構築しなければならない (第 10 条)。

(6) 罰則

加盟国は、テロ関連コンテンツ規則の規定に違反したホスティングサービス提供者に対する罰則を規定しなければならない。特に、テロ関連コンテンツの削除命令を受領後 1 時間以内に削除を行う義務に対する、組織的な又は繰り返される違反については、当該サービス提供者の全世界における前年度売上高の 4%を上限とした制裁金が課される (第 18 条)。